

## 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員選考基準

平成20年9月30日  
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この基準は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における教員の選考基準に関し必要な事項を定める。

(選考の目的)

第2条 本学の教員の選考は、奈良先端科学技術大学院大学が最先端の研究の推進と国際社会で活躍する人材育成を目指す大学であることに鑑み、情報科学、バイオサイエンス、物質創成科学及びその融合領域における高度な研究と教育を実践するために不可欠な、グローバルで先進的な研究・教授能力を有する優秀な人材を得ることを目的とする。

(教員の選考に係る基本方針)

第3条 本学の教員（助手を除く。）となることができる者は、博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者あるいは実務上の知識、能力及び経験を有する者で、かつ、その担当する専攻分野に関し、教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

(教授の資格)

第4条 教授となることのできる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 専攻分野について、国際的に顕著な研究上の業績を有する者あるいは実務上の特に優れた知識、能力及び経験を有すると認められる者
- (3) 専攻分野について、教育研究上の特に優れた指導能力を有すると認められる者

(准教授の資格)

第5条 准教授となることのできる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 専攻分野について、国際的な研究上の業績を有する者あるいは実務上の優れた知識、能力及び経験を有すると認められる者
- (3) 専攻分野について、教育研究上の優れた指導能力を有すると認められる者

者

(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 専攻分野について、研究上の業績を有する者あるいは実務上の知識、能力及び経験を有すると認められる者
- (3) 専攻分野について、教育研究上の指導能力を有すると認められる者

(助手の資格)

第7条 助手となることのできる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 専攻分野について、教育研究の円滑な実施に必要な実務能力を有すると認められる者

(教員選考基準の例外)

第8条 保健管理センター及び研究推進機構に所属する教員の選考については、この基準にかかわらず、学長が別に定める基準により行うことができるものとする。

(基準の改廃)

第9条 この基準の改廃は、教育研究評議会の議を経るとともに、役員会の議決を得て行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成20年10月1日から施行する。

(教員の選考に関する経過措置)

- 2 先端科学技術研究調査センター及び保健管理センター（以下「各センター」という。）に所属する教員の選考については、この基準にかかわらず、平成22年7月31日までの間、各センター教員選考会議が定める基準により行うことができるものとする。

附 則

この基準は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。